

世田谷区防災会議条例

昭和38年 7 月 2 日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき世田谷区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 世田谷区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成24年条例40号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
- (2) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
- (3) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
- (4) 消防団長で区長が任命する者
- (5) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
- (6) 陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
- (7) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
- (8) 区の教育委員会教育長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
- (10) 区内の公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者
- (11) 区議会議員のうちから区長が任命する者
- (12) 世田谷区区民防災会議の委員のうちから区長が任命する者
- (13) 区民のうちから区長が任命する者
- (14) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから区長が任命する者

6 前項の委員の総数は、80人以内とする。

7 第5項第10号から第14号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和46年条例9号・47年9号・49年18号・平成12年36号・19年47号・24年40号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項に掲げる機関の役員又は職員、東京都の職員、区の職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職

務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年3月26日条例第9号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和47年3月25日条例第9号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年4月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月13日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。